

第4章 我が国製造業の競争力強化に向けた視点

第1節 製造業を取り巻く対外環境の急激な変化と影響

(1) 国際情勢と先端産業分野をめぐる各国の動向

近年、製造業を取り巻く対外環境は、かつてない速度で変化している。国際情勢の変動は激しく、米国関税措置を始めとする各国の保護主義的な貿易措置の強化や、自国第一主義的な産業政策の強化などにより、国際経済秩序の揺らぎが生じている。地政学リスクの高まりも重なり、事業環境の不透明さと不確実性は恒常化している。

特に近年は、米中貿易摩擦などの国際情勢を背景に、米中による貿易措置の応酬など、各国の政策は短期間で大きく変動している。米国では2025年1月の第2次トランプ政権発足以降、関税等の貿易管理措置が相次いで発動された。2026年2月20日には、米国連邦最高裁判所が相互関税等に関する大統領令を違法・無効と判断し、同日、相互関税の適用停止と、最大150日間全ての輸入に対して10%の従価関税を賦課する大統領令が発表され、いずれも同月24日に発動された（図410-1・2）。また、中国は、重要鉱物に関する輸出管理を強化しており、2025年2月にはタングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム、同年4月には重レアアース7種が対象となった（図410-2）。さらに、2026年1月には、日本向けのデュアルユース品目に対する輸出管理の強化措置が実施された¹。加えて、同年2月には、日本企業等20法人を「管理リスト」に掲載しデュアルユース品目の輸出禁止等を行うとともに、別途、日本企業等20法人を「懸念リスト」に掲載し輸出許可審査を厳格化することが発表された。

貿易措置や輸出管理の強化などの背景には、AI等の先端産業分野における各国の競争激化もあり、AIをめぐる政策・規制が各国で加速している。2025年には我が国を含む各国がAIに関する制度整備を進めた。EUでは、2024年5月に成立したEU AI法（Artificial Intelligence Act）が2025年に段階的に施行され²、包括的なAI規制を進める一方で、同年4月には「The AI Continent Action Plan」が公表され、AI活用に向けた施策を打ち出している³。米国では2025年7月に「AIアクションプラン」が公表され、米国のAI関連技術の国際展開を促進する方針等が示された⁴。同月、中国においても「グローバルAIガバナンス行動計画」が発表され、国際的なAIガバナンスに向けた枠組みが提示された⁵。我が国

¹ （独）日本貿易振興機構『中国、デュアルユース品目の対日輸出管理を強化』（2026年1月8日公表、2026年3月31日参照）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2026/01/daa0760fd28a2226.html>

² （独）日本貿易振興機構『EUのAI規則、禁止されるAI利用のルールが適用開始に』（2025年2月13日公表、2026年3月31日参照）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/02/af0786d0eca9e961.html>

³ European Commission [2025] 『The AI Continent Action Plan』

⁴ THE WHITE HOUSE [2025] 『AMERICA'S AI ACTION PLAN』

⁵ Ministry of Foreign Affairs People's Republic of China 『Global AI Governance Action Plan』（2025年7月26日公表、2026年3月31日参照）

https://www.fmprc.gov.cn/eng./xw/zyxw/202507/t20250729_11679232.html

では、2025年9月に「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」(AI法)が全面施行され、AIによるイノベーションの促進とリスク対応のための枠組みが定められている⁶。さらに、同年12月には「人工知能基本計画」が閣議決定され、AIの信頼性確保とともにAIの利活用の加速的推進が施策の方向性として示された⁷。

各国がAI分野への関与を一層強化する中、AIを始めとするデジタル技術の進展は、産業の競争力や事業運営の在り方に大きな影響を及ぼしている。

図 410-1 : 米国の関税措置の概要 (2026年3月時点)

対象品目	原産国・地域								
	(注1)								左記以外の国・地域
鉄鋼・アルミ製品 (および派生品)		50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
自動車・同部品	4月5日以降に米国で組み立てられた自動車希望小売価格の15%を占める部品に追加関税が課された場合、希望小売価格の3.75%に相当する輸入調整相殺額を申請可能 USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は非米国産部分のみ関税適用 自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除								
中・大型トラックおよび同部品	11月1日以降に米国で組み立てられた自動車希望小売価格の15%を占める部品に追加関税が課された場合、希望小売価格の3.75%に相当する輸入調整相殺額を申請可能 USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は非米国産部分のみ関税適用 自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除								
銅(派生品・半製品)		50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
木材・製材		10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
木材製品 (ソファなど座面の木材材製品、電子シフトレバー、洗面化粧台および同部品)		25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	25%
半導体 (特定の仕様を満たす製品)		25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%
上記以外の品目 (122条課徴金)	重要鉱物、通貨・地金に使用される金属、エネルギー・同製品、米国で生産などができない資源、一部の農産物、医薬品、医薬品原料、特定の電子機器、乗用車・特定の小・中・大型トラック・バス・同部品、航空宇宙製品、手荷物などは対象外 USMCAの原産地規則を満たす製品は対象外								

(注1) このほか、品目によって中国原産品には1974年通商法301条に基づく関税も課される。
(注2) 再掛け項目は1962年通商法232条、繰掛け項目は1974年通商法122条を根拠法に発動(出所)米国政府発表資料などから作成。2026年2月26日時点

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved. サイト作成。無断転載・転用を禁ず

資料：(独)日本貿易振興機構「米国トランプ政権の関税政策の要旨」(2026年3月)

⁶ 内閣府 [2025] 『人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律 (AI法) の概要』

⁷ 内閣府 [2025] 『人工知能基本計画 (概要)』

図 410-2 : 米国と中国による貿易管理等措置の主な動向 (2026年3月時点)

米国 (USA)	中国 (CHN)
<p>10月：半導体製造装置等の対中輸出管理措置を公表(AI処理やサーバコン、先進的な半導体製造に利用される半導体製造装置等) 12月：YMTC(NAND半導体製造)、PXW(ロジック半導体製造)をEntity Listへ追加</p> <p>9月：対中輸入関税の大幅引き上げの承認 9月：重要・新興技術の輸出管理案公表 10月：半導体・AI・量子分野での対中投資規制の決定 12月：半導体製造装置・AI用メモリー半導体の対中輸出規制の強化を公表</p> <p>・バイオテクノロジー関連機器の輸出管理、大量機微個人データ保護、コネクテッドカー関連規制に関する最終規則の公表 ・全世界向けGPUの輸出規制案の公表 ・アメリカ・ファースト貿易政策に関する大統領覚書署名</p> <p>・アメリカ・ファースト投資政策に関する大統領覚書発行 ・中国からの全ての輸入品に10%追加関税の発動</p> <p>・中国からの全ての輸入品に更に10%追加関税の発動</p> <p>・相互関税 (一律10%) の発動 (対中国：累計関税145%)</p>	<p>22年 8月：「ガリウム・ゲルマニウム」輸出管理措置 9月：一部の「ドローン」輸出管理措置 23年 12月：「黒鉛」輸出管理措置 12月：「輸出禁止・輸出制限技術リスト」の改定</p> <p>24年 9月：「アンチモン」「超硬材料」「ドローン関連品目」輸出管理措置 12月：対米輸出管理措置強化 ・デュアルユース品目の米国での輸出禁止軍事ユーザー向け、又は軍事用途での輸出禁止 ・ガリウム・ゲルマニウム・アンチモン等の米国向け輸出の原則不許可 ・黒鉛関連のデュアルユース品目の米国向け輸出の審査厳格化</p> <p>25年1月 電池正極材量の製造技術等の輸出規制案の公表</p> <p>25年2月 「タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム」輸出管理措置 ・対米関税 (石炭・天然ガスに15%、農業機械等に10%)</p> <p>25年3月 対米関税 (農産品等に10%あるいは15%) ・信用できない主体リストへの米国企業追加 ・デュアルユース製品の輸出禁止リストへの米国企業追加</p> <p>25年4月 対米関税 (累計関税125%) ・「サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウム」輸出管理措置</p>
25年5月10日-11日 米中貿易協議 (ジュネーブ)	
<p>5月12日：対中関税の115%引き下げ (対中国：累計関税30%) 5月13日：HUAWEI製半導体の使用が米国の輸出管理規則に違反するとの指針を発表</p>	<p>25年5月 5月12日：対米関税の115%引き下げ (対米国：累計関税10%) 5月14日：以下措置について90日間の停止 ・17の米国企業を中国版エンティティリスト追加に基づく措置 ・両用物項 (軍民両用物資) の輸出を禁止する措置</p>
25年6月9日-10日 米中貿易協議 (ロンドン)	
<p>NVIDIAは、間もなくライセンスを取得できるとし、中国向けAI半導体H20を販売再開することを発表</p>	<p>7月14日 7月30日 中国サイバースペース管理局が、NVIDIA製AI半導体H20にバックドアの懸念があると発表</p>
25年7月28日-29日 米中貿易協議 (ストックホルム)	
25年8月11日 米中両政府による関税措置の再延長発表 (11月10日まで追加関税の一部を停止し、貿易協議継続)	
<p>輸出再開と引き換えに、NVIDIAとAMDが対中半導体の収益15%を米政府に納付することに合意</p> <p>8月11日 8月13日 政府または国家安全保障関連業務でNVIDIA製半導体の使用を控えるよう、国内企業に勧告</p> <p>インテル、サムスン、SKハイニックスの中国拠点向け半導体製造装置・関連技術の輸出管理強化を発表</p> <p>8月29日</p> <p>中国企業23社を含む32社をエンティティリストに追加</p> <p>9月12日 9月13日 米国のアナログ半導体の反ダンピング調査、中国製半導体に対する差別的措置への調査を開始することを発表</p>	
25年9月14日-15日 米中貿易協議 (マドリッド)	
<p>TikTokの米国事業の売却を承認する大統領令に署名</p> <p>9月25日 9月15日 NVIDIAが独占禁止法に違反すると発表 (調査は継続)</p> <p>50%以上子会社へのエンティティリスト拡大の公表</p> <p>9月29日</p> <p>11月1日から中国に追加関税100%課すことを発表(SNS)</p> <p>10月10日 10月9日 レアアース等の輸出管理の関連規制強化を発表</p> <p>中国の海事・物流・造船分野に対する通商法301条に基づく、中国船舶への入港料の徴収を開始</p> <p>10月14日 米国船舶に対する入港料の徴収を開始 韓国の造船企業ハンファの米関連企業5社への制裁発表</p>	
25年10月25-26日 米中貿易協議 (クアラルンプール)	
25年10月30日 米中首脳会談 (釜山)	
11月 米：対中関税100%発動見送り・EL子会社50%ルールの1年延期等、中国：レアアース再輸出規制等の1年間延期、包括許可の発行等	
<p>・NVIDIAの中国向け半導体の輸出管理を緩和 ・特定の半導体製品への25%追加関税を発動</p> <p>2026年1月15日</p> <p>・米連邦最高裁が相互関税等についての大統領令は違法・無効である旨判決</p> <p>2月20日</p> <p>・最高裁の判決を受け、相互関税の適用停止と150日間全ての輸入に10%の従価関税の発動</p> <p>2月24日</p>	
26年3月15日-16日 米中貿易協議 (バリ)	

資料：経済産業省「通商戦略 2025」(2025年6月)、経済産業省「第8回 経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議 資料 3 経済安全保障に関する産業・技術基盤強化の検討状況と今後の方向性」(2025年11月)から経済産業省作成

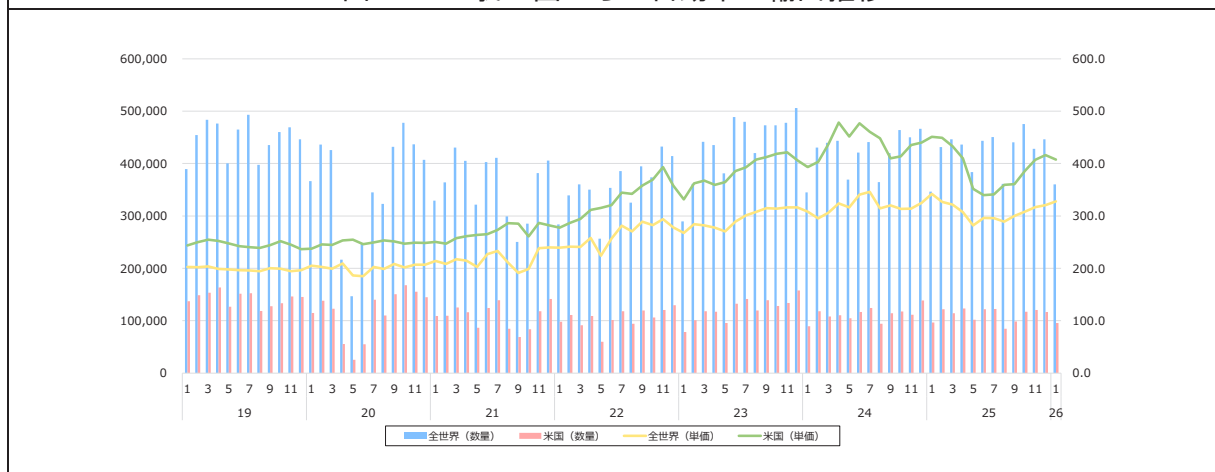
(2) 我が国製造事業者への影響

このような対外環境の変化は、製造事業者の事業活動にいかに関与しているのだろうか。特に2025年の対米輸出総額の3割超を占めている輸送用機器⁸のうち、自動車について着目したい。

自動車の我が国からの輸出数量の推移をみると、全世界向け、米国向けともに、2020年前半に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により減少したが、2023年頃にかけて回復傾向がみられる。2024年以降は、特に米国についてはやや低調に推移しており、2024年に発生した自動車工業関連の工場稼働停止⁹の影響等によるものと考えられる。一方、輸出単価の推移をみると、米国向け輸出単価は2022年頃から2025年前半まで上昇傾向で推移している。

次に、米国関税措置が発動された¹⁰後の動きをみると、2025年4月から6月の米国向け輸出単価は、低下している。米国内での販売価格上昇を抑えるため、輸出価格から米国関税措置上昇分を引き下げる動きや、相対的に販売価格の低い車種の輸出割合を増加させる動きがあったことがうかがえる。価格上昇に伴う輸出数量の減少を回避し、米国関税措置の適用下においても輸出数量を維持しようとする動きがあったものと考えられるが、2025年7月以降は再び輸出単価が上昇しており、製造事業者は収益の確保を図るため、ハイブリッド車や大型ガソリン車等の利益率の高い商品の輸出増加や価格転嫁等を徐々に進めていることがうかがえる（図410-3）。

図410-3：我が国からの自動車の輸出推移



備考：1. 「自動車」は、「乗用自動車その他の自動車」とする。

2. 数量は「個、本、枚、頭、羽、匹、台、両、機、隻、着」のいずれかであり、単価＝輸出金額（万円）／数量にて算出。

資料：財務省「貿易統計」（2026年3月）から経済産業省作成

⁸（独）日本貿易振興機構「ドル建て貿易概況」（主要国・地域別×主要商品別 輸出（2005～2025年））を用いて、経済産業省にて算出したもの。

⁹（独）日本貿易振興機構『ジェットロ世界貿易投資報告 2025年版』（2025年7月24日公表、2026年3月31日参照）

<https://www.jetro.go.jp/world/gtir/2025/ch1/sec3/sub1.html>

¹⁰（独）日本貿易振興機構『トランプ米大統領、世界共通関税と相互関税課す大統領令を発表』（2025年4月3日公表、2026年3月31日参照）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/04/30ae3500e08d0bfa.html>

経済産業省では、米国関税措置の影響を評価するとともに、必要となる国内対策を速やかに実行に移すため、「米国関税対策本部」を設置¹¹し、米国関税措置に関する対応について議論を行っている。2025年9月に行われた「第7回米国関税対策本部」では、企業の業績見通しを公表しており、特に製造業の中でも自動車分野においては、減益を見込む企業が多いことが分かる（図410-4）。

図410-4：米国関税措置の影響

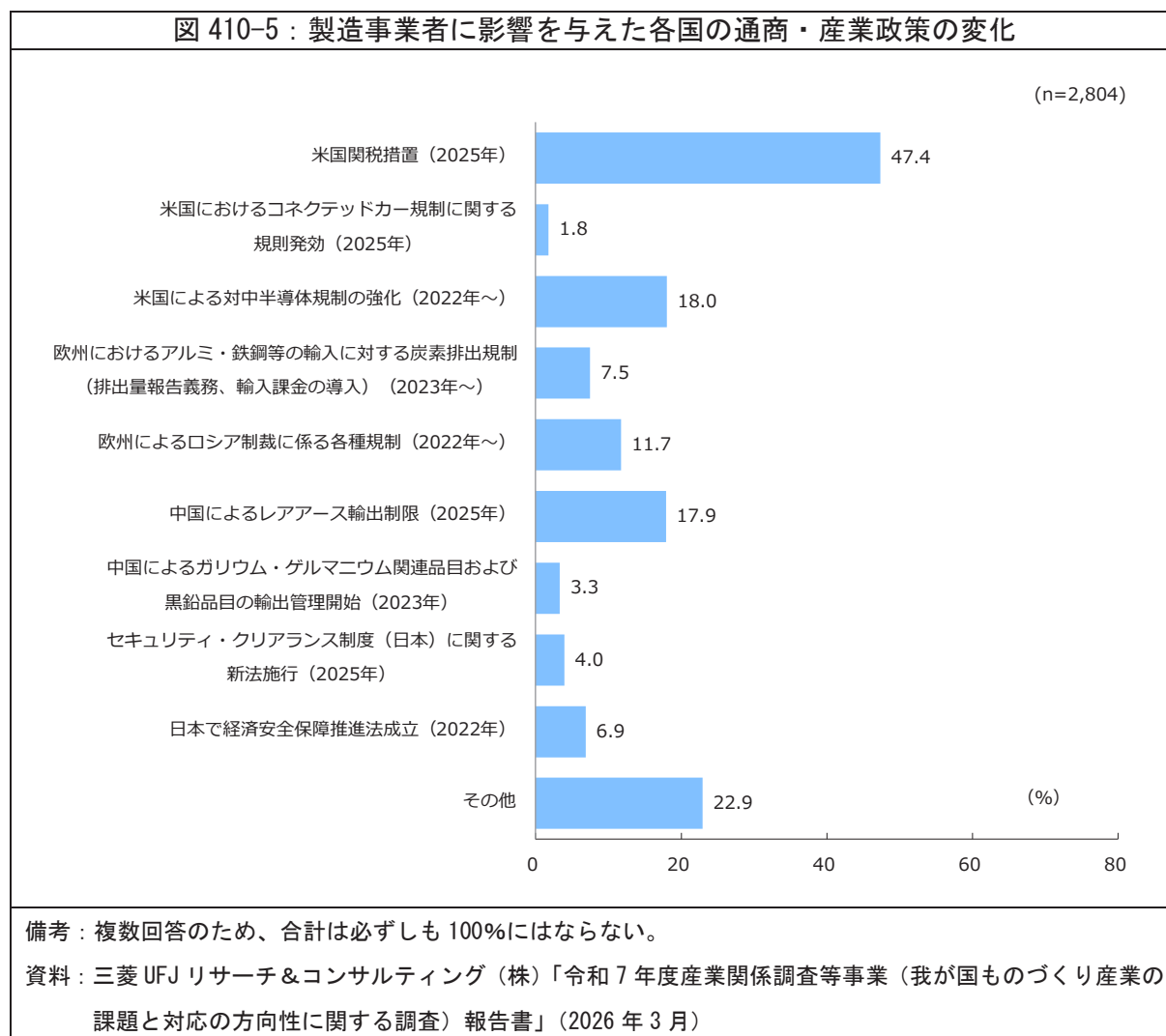
	社名（公表日）	24年度純利益実績 →25年度純利益見通し	関税措置に伴う影響	想定為替レートとその影響※ （24年度実績は約153円）
自動車	三菱自動車（8/27）	410億円→100億円	関税影響として営業利益に▲420億円を織り込む。	145円。営業利益に▲510億円
	日産自動車（7/30）	▲6,708億円→（非開示）	「不透明な状況を受け、現時点で詳しい通期予測の提示は控えたい」として、非開示。最大で▲3,000億円の影響と試算。	—
	スズキ（8/5）	4,160億円→3,200億円	関税影響を含む事業リスク等として、営業利益に▲400億円を織り込む。	140円。営業利益に▲800億円
	マツダ（8/5）	1,140億円→200億円	営業利益に▲2,333億円を織り込むも、コスト改善効果等により関税コスト60%以上のオフセットを見込む。	145円。営業利益に▲186億円
	本田技研工業（8/6）	8,358億円→4,200億円	関税影響として営業利益に▲4,500億円を織り込む。	140円。営業利益に▲3,020億円
	トヨタ自動車（8/7）	4.8兆円→2.7兆円	営業利益に▲1,4兆円の影響を見込む	145円。営業利益に▲7,250億円
	SUBARU（8/7）	3,381億円→1,600億円	営業利益に▲2,100億円の影響を見込む	145円。営業利益に▲750億円
自動車部品	デンソー（7/31）	4,191億円→5,150億円	営業利益に▲1,300億円を織り込むも、価格転嫁等により利益への影響はないとの見通し。	145円。営業利益に▲300億円
	アイシン（7/31）	1,075億円→1,250億円	営業利益に▲200億円を織り込む。価格転嫁を予定。	145円。営業利益に▲250億円
	スタンレー電気（7/31）	320億円→268億円	営業利益に▲103億円を織り込む。	135円。営業利益に▲49億円
鉄鋼	日本製鉄（8/1）	3,502億円→▲400億円	関税による世界的影響として事業利益に▲500億円を織り込む。	145円
	JFE（8/4）	918億円→750億円	影響額の明示なし。	145円
	神戸製鋼所（8/7）	1,201億円→1,000億円	関税による影響として事業利益に▲50億円を織り込む。	145円
半導体	キオクシア（8/8）	2660億円→（非開示）	関税による影響は現時点ではないが、動向を注視。	—
半導体製造装置	東京エレクトロン（7/31）	5,441億円→4,440億円	北米売上高比率が小さく、影響は限定的とみて織り込まず。	—
	アドバンテスト（7/29）	1,612億円→2,215億円	現時点で、直接影響は軽微と認識し、織り込まず。	142円

※各企業の24年度実績為替レート比での影響額。
※純損益の変動は、関税影響以外の要因も含まれる。

資料：経済産業省「第7回米国関税対策本部 資料2 米国関税措置の影響と対応」（2025年9月）

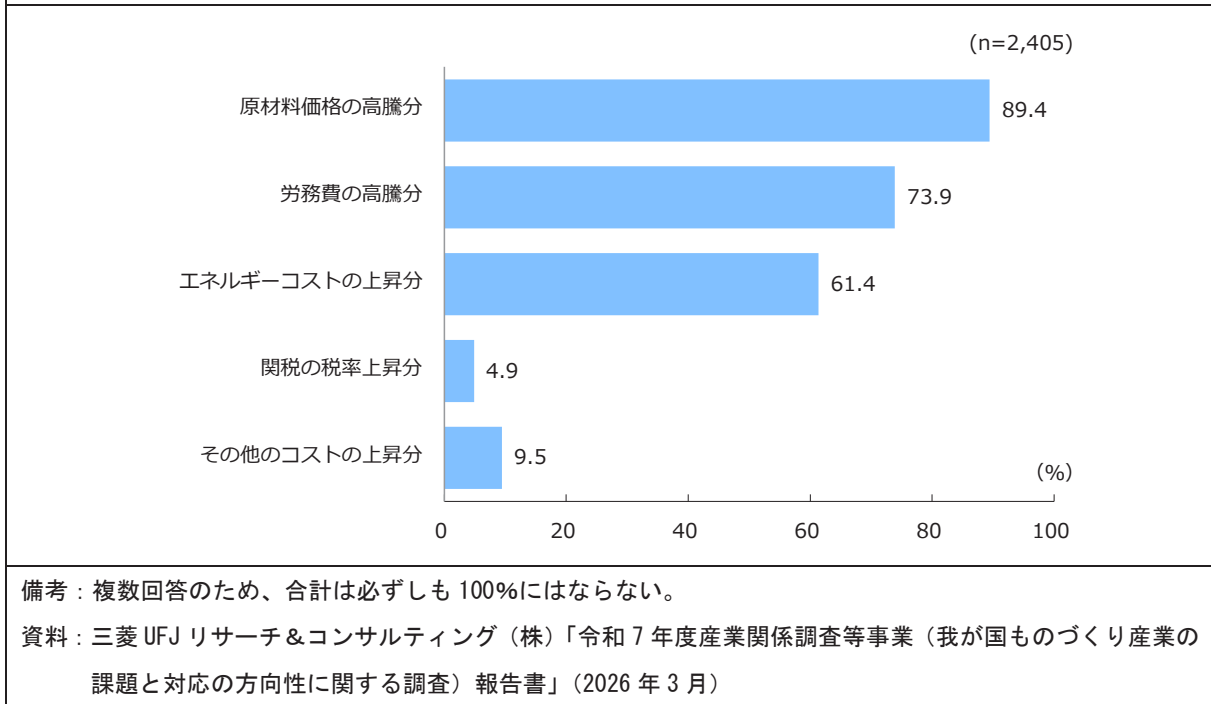
¹¹ 経済産業省 [2025] 『米国関税対策本部の設置について』

また、製造事業者が経営を行う中で影響の大きかった各国の通商・産業政策の変化を確認すると、「米国関税措置（2025年）」を挙げる事業者が約5割と、半数の事業者が米国関税政策の影響を意識していることが分かった。次いで、「米国による対中半導体規制の強化（2022年～）」、「中国によるレアアース輸出制限（2025年）」を挙げる事業者の割合が高い結果となった（図410-5）。



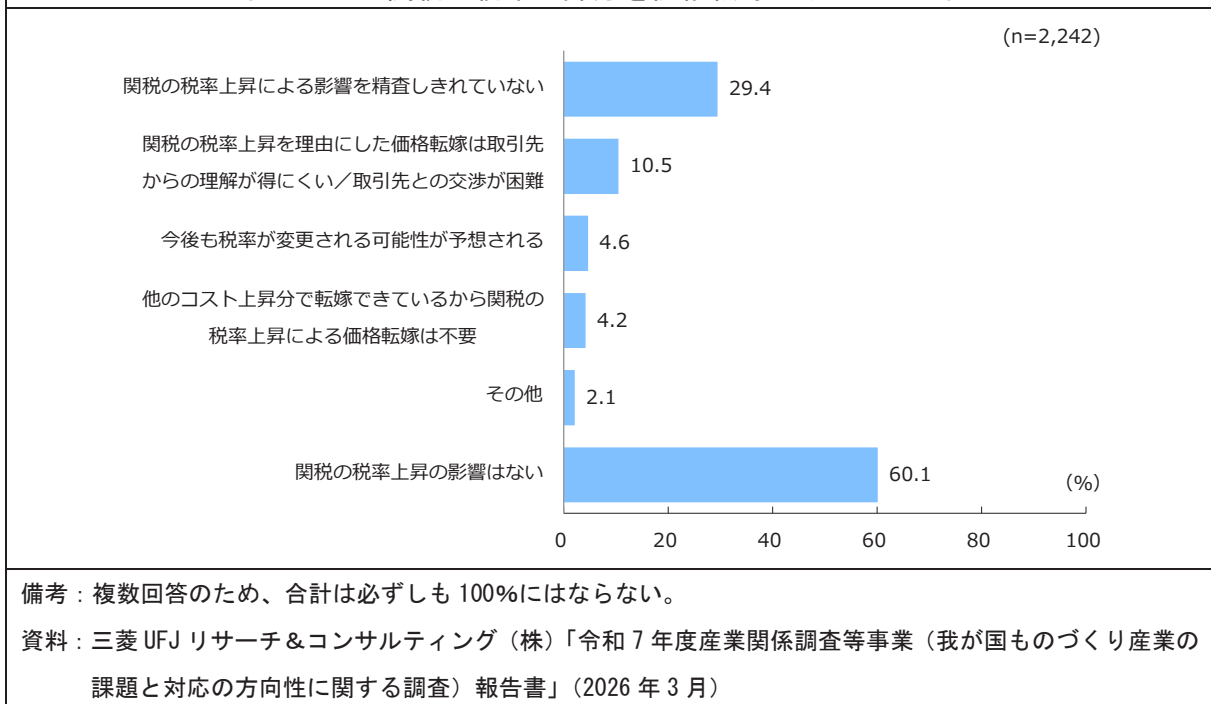
これらの意識は実際の企業行動にどのように結び付いているのだろうか。第1章で述べたとおり、直近3年間で事業者が最も実施した企業行動は「価格転嫁（販売先に対する値上げ要請、消費者価格の値上げ）」であった。価格転嫁分のコストについてしてみると、「原材料価格の高騰分」、「労務費の高騰分」、「エネルギーコストの上昇分」を挙げる事業者が大きな割合を占めており、「関税の税率上昇分」を転嫁したと回答する事業者は1割未満であった（図410-6）。

図 410-6：価格転嫁したコストの内容



関税の税率上昇分を価格転嫁しなかった事業者のうち、その理由として割合が最も高かったのは「関税の税率上昇の影響はない」であった。一方で、「関税の税率上昇による影響を精査しきれていない」と回答した事業者は約 3 割となっており、現時点で関税の影響を把握しきれていない事業者が一定数いることが分かった（図 410-7）。

図 410-7：関税の税率上昇分を価格転嫁しなかった理由



また、今後1年以内に価格転嫁を実施する計画を業種別に比較すると、輸送用機械と鉄鋼業で価格転嫁の実施を予定している事業者の割合が、他業種と比較して10ポイント以上高い結果となった（図410-8）。

